

# 緊急事態措置に関する対応

島根県対策本部決定

## 1. 緊急事態措置を講じる区域

県内全域

## 2. 緊急事態措置の実施期間

令和2年4月16日(木)から5月6日(水)までの21日間

## 3. 緊急事態措置の内容

県民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、

(1) 生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅などから外出をしないこと

(2) 特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること

を要請する。